〇先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関与している国家やテロリスト等の懸念組織に渡る等の脅威を未然に防ぐため、国際的な枠組みの下、各国が協調して安全保障貿易管理を実施しています。日本では、外為法で、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる品目を規制しており、輸出等をする際は、以下のフロー図に沿った確認が必要となります。

フロー図

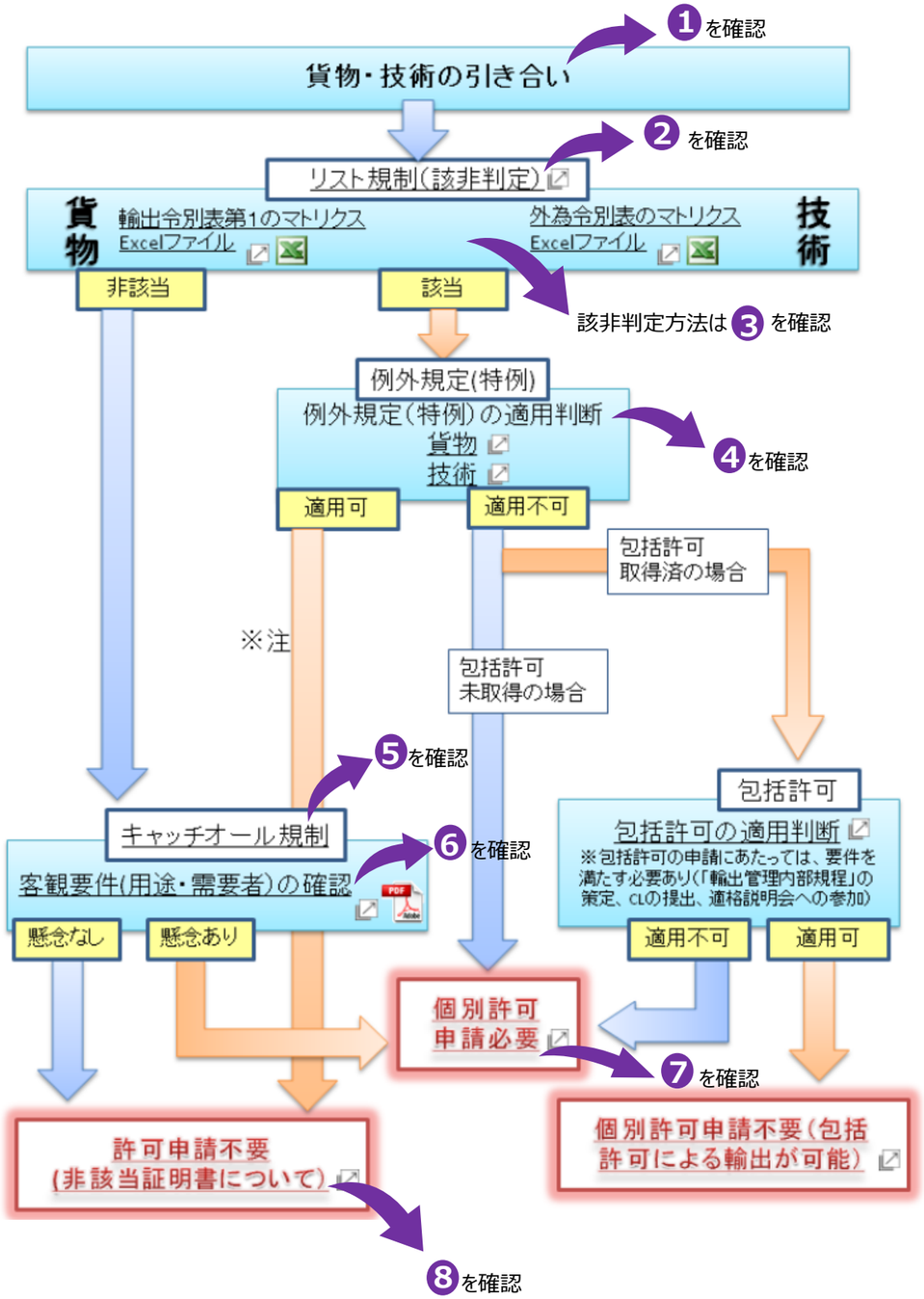

フロー図中の番号とタイトル	用語解説	ガイダンス※掲載ページ
❶ 貨物・技術の引き合い	a. 貨物の輸出：貨物を本邦から外国に向けて船便や航空便で送付する又はハンドキャリーで持ち出すこと b. 技術（プログラム）の提供：貨物を使用するためのプログラムを当該貨物本体や CD−R 等に格納し外国に向けて送付する、ハンドキャリーで持ち出す、メールやクラウド上等で提供すること c. 技術の提供：貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報（ｂ.のプログラムを除く）を外国に居住する人に対して提供すること これらは、契約書を交わすか否か、有償か無償かは問いません。 注. 技術の提供を行う場合には、まず安全保障貿易管理ガイダンス［入門編］等を参照し、ｃ.に該当する技術の提供に当たるかを確認した上で、安全保障貿易審査課までご相談ください。	P14～17
❷ リスト規制(該非判定)	規制対象となる品目を輸出令、それらに係る技術を外為令でリスト化して、貨物を輸出する場合や技術を提供する場合などに経済産業大臣の許可を必要とする制度のことをリスト規制と呼んでいます。輸出する貨物や提供する技術がこのリスト規制に当たるか否か判断することを「該非判定」といい、該非判定の結果「該当」であれば、原則、輸出等の許可が必要になります。該非判定は経済産業省では行わないので、「③該非判定方法」を参考に輸出者が自ら行ってください。輸出者での判定ができない場合、製造者等から該非判定書を入手しそれを使用しても差し支えないですが、輸出者が責任を持って判定結果の内容を確認してください。	P6･7･29
❸ 該非判定方法	「貨物・技術の合体マトリクス表」から Excel の検索機能を活用し輸出する貨物や提供する技術の名称、関連する用語及び類義語等を検索し、ヒットするか確認します。こちらから詳しい検索方法が確認できます。	P30～33
❹ 例外規定（特例）	リスト規制に該当している場合でも、貨物や技術の種類・形状・価格・使用目的等により、無償特例や少額特例などの特例を適用して、輸出等の許可が不要になる場合があります。ただし、特例の適用を誤ると法令違反になりますので、必ず法令等を参照し、適用可能かどうかを輸出者として責任をもって判断してください。 注. 詳細は、技術の提供を行う場合も含め、安全保障貿易管理ガイダンス［入門編］等をご確認ください。	P39･40
❺ キャッチオール規制	リスト規制に該当しない貨物の輸出や技術の提供であっても、 大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には経済産業大臣の許可を必要とする制度のことを「キャッチオール規制」といいます。 対象貨物：全ての品目（食料品、木材を除く）　対象地域：輸出令別表第３の地域以外の国・地域	P8･P12
❻ 客観要件(用途・需要者)の確認	キャッチオール規制には、「大量破壊兵器等キャッチオール規制」と「通常兵器キャッチオール規制」があり、輸出する貨物や提供する技術がどのような用途として使用されるかを確認する「用途確認」と、どのような需要者が使用するかを確認する「需要者確認」の２つの要件により規制されております。この２つの要件のどちらかに該当するおそれがある場合には、許可申請が必要となります。 注. 上記の条件に該当する可能性が高い場合には、こちらのキャッチオール規制に係る手続きフロー図及び客観要件確認シートにより申請が必要かを再度確認いただき、該当する場合は、経済産業省安全保障貿易審査課にご相談ください。	P8～13
❼ 個別許可申請	輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、リスト規制又はキャッチオール規制に該当した場合には、許可申請を行う必要があります。申請に必要な書類や申請窓口は、輸出しようとする品目が該当するリスト規制の項番と仕向地により異なりますので、こちらの表を確認の上、書類を準備し、原則電子申請（NACCS 外為法関連業務）で許可申請を行ってください。	P22
❽ 非該当証明書について	リスト規制で非該当の場合には、輸出に際し、許可申請は不要です。なお、税関での貨物の輸出申告の際に該非判定が適切かどうか質問される場合がありますので、それに備えて、リスト規制に非該当であることを示す「非該当証明書」と、その根拠となる資料をご準備いただくことも効果的です。（非該当証明書は当省に対して提出を義務づけている書類ではありません。また、必ず作成しなければならないものではなく、様式の定めもありません。）	

※「安全保障貿易管理ガイダンス入門編」はこちらから資料を閲覧・ダウンロードすることができますので、合わせてご利用ください。